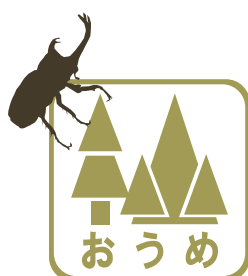


## 第5章 緑を守る大事な場所

1 地区・地域指定の考え方

2 地区・地域の方針

3 保全計画



## 第5章 緑を守る大事な場所

緑を守る場所の中でも、都市緑地法にもとづく特別緑地保全地区と「東京都の自然保護条例」にもとづく保全地域における保全計画を示します。

### 1 地区・地域指定の考え方

#### 1) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市緑地法第12条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となります。

本市では、「**第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区**」および「**第2号青梅の森特別緑地保全地区**」が指定されています。

なお、本市が特別緑地保全地区の新規指定・区域変更、保全計画の変更等をする際には、本計画の別冊として策定・公表します。

#### 2) 東京都の保全地域

「東京都の自然保護条例」により、良好な自然や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全地域に指定し、保全を図っています。

保全地域は、同条例第17条により、次の5種類が定められています。

---

##### ア. 自然環境保全地域

自然環境保全法第22条第1項の規定により環境大臣が指定する自然環境保全地域に準ずる地域で、その自然を保護することが必要な土地の区域です。

##### イ. 森林環境保全地域

水源をかん養し、又は多様な動植物が生息し、若しくは生育する良好な自然を形成することができると思われる植林された森林がある地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域です。

本市では、「**青梅上成木森林環境保全地域**」が指定されています。

##### ウ. 里山保全地域

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生息する良好な自然を形成することができると思われる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域です。

##### エ. 歴史環境保全地域

歴史的遺産と一体となった自然がある地域で、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域です。

本市では、「**勝沼城址歴史環境保全地域**」が指定されています。

##### オ. 緑地保全地域

前各号に掲げる地域を除き、樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となって自然を形成している市街地近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域です。

本市では、「**立川崖線緑地保全地域**」の一部が指定されています。

---

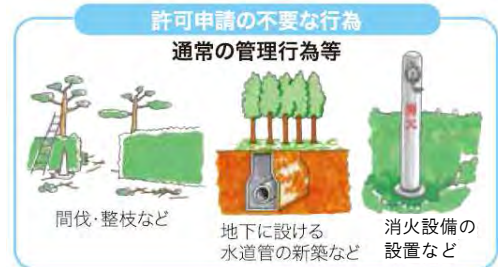
## 2 地区・地域の方針

### 1) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、良好な都市環境の形成に向け、都市において良好な自然環境を形成している緑地を保全するため、土地利用などに制限を課す一方で、土地所有者に税制上の優遇措置を与える制度です。

地区内において、建築物および工作物の新增改築や木竹の皆伐、廃棄物の堆積などの行為を行う場合には、許可申請が必要です。なお、緑地の保全上著しく支障を及ぼすおそれのない間伐・整枝をはじめとした通常の管理行為や公益性の特に高い行為、計画決定の際に既に着手していた行為、非常災害の応急措置などについては、許可申請が不要です。

また、買い取り請求が発生した場合は、市が買い取るものとしてします。



#### 特別緑地保全地区指定による制限

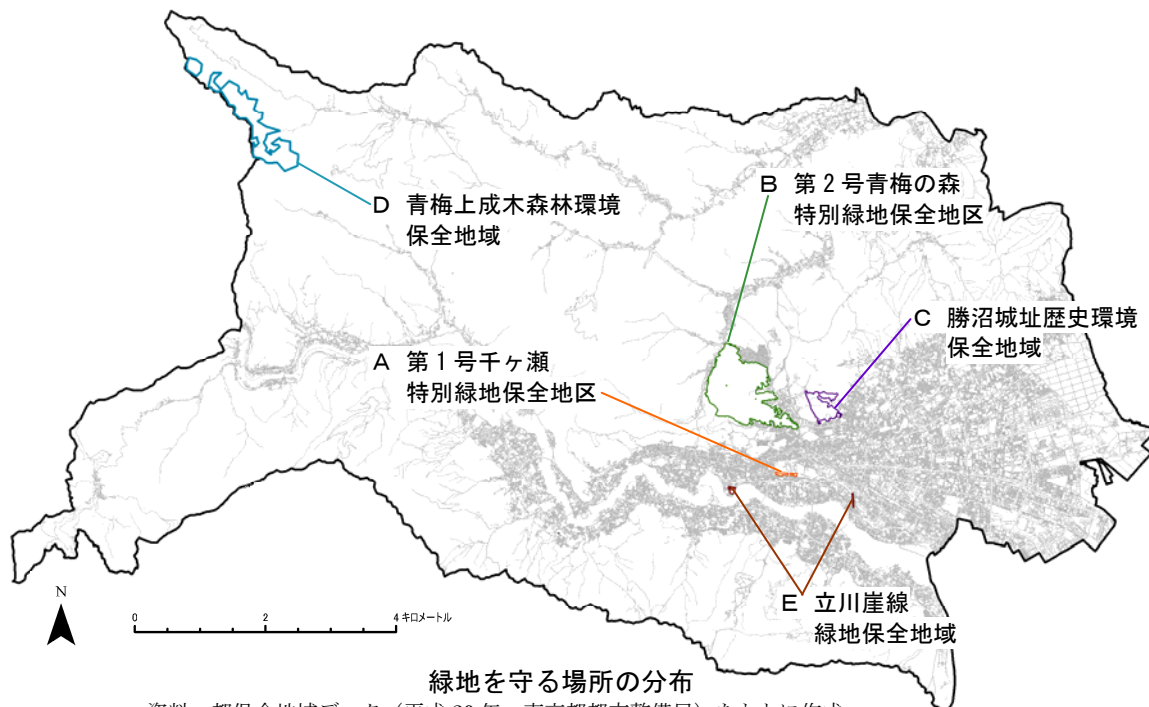
出典：特別緑地保全地区  
(東京都都市整備局パンフレット)

### 2) 東京都の保全地域

保全地域は、良好な自然の生態系を保護するため、また現在残されている良好な自然を保ち、次代へと引き継いでいくことを目的とした制度です。

人の立ち入りを前提とした公園等と違い、自然の保護及び保全を目的として指定された土地の利用には厳しい制限があり、建築物および工作物の新增改築や土地の改変、木竹の伐採などの指定の目的に反している行為はできません。また、その地域によっては立ち入りさえ制限し、人為的な影響を排除する場合があります。反対に、例えば雑木林の管理のように、良好な自然を保つために積極的に人手を加えていく場合もあります。

また、保全地域における適切な活用を実現するため、活用の種類を、樹林地の除草刈り、枝打ち、<sup>こそんぼく</sup>枯損木伐採などの「緑地保全」、保全地域に生息する生物や自然環境等の調査や研究を行う「調査研究」、学校教育や社会教育をはじめとした「自然体験」の3種に分け、活用が可能な保全地域をその活動内容ごとに定めています。



緑地を守る場所の分布

資料：都保全地域データ（平成20年、東京都都市整備局）をもとに作成

### 3 保全計画

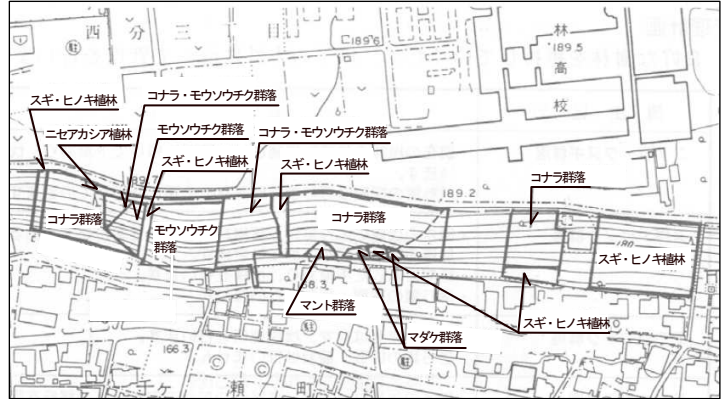
#### A 第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区

##### 【地区の概要】

市域の中央部、立川段丘の段丘崖に位置する面積 1.0ha の崖線樹林で、斜面上部は市道に隣接し、斜面下部は住宅地となっています。

植生は、コナラ林やモウソウチク林などの代償植生で構成されており、自然植生は見られません。斜面下部には住宅地からの逸出植物や植栽された庭木などが散在しています。

かつては堆肥用の落ち葉の供給源として周辺の農家に利用されていましたが、現在は、長期間管理放置され、通り抜けに利用される程度となっています。



地区の植生図

##### 【保全計画】

###### <保全方針>

- ① 良好な樹林景観の保持と急傾斜地の保全のため、将来的には、潜在自然植生である常緑広葉樹を主とした林とすることを旨とする。
- ② 傾斜地の保護のために必要な施設を整備する。また、緑地の適正な維持管理を行う。そのために必要なモニタリング調査を定期的実施する。
- ③ 植生の保全を図るため、一般の利用を制限する。

###### <整備計画>

- ① 雨水による浸食の著しい法肩の保護のため必要な整備を行う。また、隣接市道側からの雨水の流入を防ぐため、道路に排水施設を設置する。
- ② 当該地区内の雨水排水を処理するための排水施設を整備する。
- ③ 管理柵や制札板など、管理上必要な施設の整備を行う。
- ④ 施設の整備にあたっては、植生をはじめ自然環境への影響が最小となるよう配慮する。特に、施工に際して表土の保全を図る。

###### <管理計画>

###### ① 植生管理

良好な樹林を維持していくために下表の方針に沿って管理する。

植生区分	管理方針
コナラ群落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然遷移にゆだねる。</li> <li>・安全管理上支障のある枯損木は撤去する。</li> </ul>
コナラ・モウソウチク群落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モウソウチク林の拡大を防止するためモウソウチクの択伐を行い、落葉広葉樹林への緩やかな転換を図る。</li> <li>・安全管理上支障のある枯損木は撤去する。</li> </ul>
モウソウチク群落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山を代表する群落の一つとして保持する。</li> <li>・無秩序な拡大を防ぐため、群落周辺部は択伐を行う。</li> </ul>
マダケ群落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の群落の一つとして保持するため、群落内の逸出植物を伐採、撤去する。</li> </ul>
スギ・ヒノキ植林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枯損木などの撤去と間伐を行い、落葉広葉樹林への緩やかな転換を図る。</li> </ul>
ニセアカシア植林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根茎の支持力が弱く、倒れる危険性が高いため順次伐採する。</li> </ul>
マント群落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然遷移にゆだねる。</li> <li>・安全管理上必要な範囲内で下草刈りを行う。</li> </ul>

###### ② 維持管理

- ・管理柵、案内板、法枠などの施設の保守点検を定期的に行い、適正な管理を図る。
- ・民家に隣接する区域では、住民の健全な生活環境を保障するために必要な範囲内で、樹木の選定や下草刈りを行う。
- ・排水路の清掃や不法投棄物の清掃を適宜実施する。
- ・その他、良好な緑地を保全するため適正な維持管理に努める。

###### ③ モニタリング調査

- ・良好な緑地を保全するため、植生および地形・地質について定期的にモニタリング調査を実施する。

###### <運営計画>

- ・当該地区内では、良好な植生の回復を促すため当面一般の利用を制限する。
- ・運営計画については、上記モニタリング調査により十分に植生が回復したと判断された時点において別途定める。

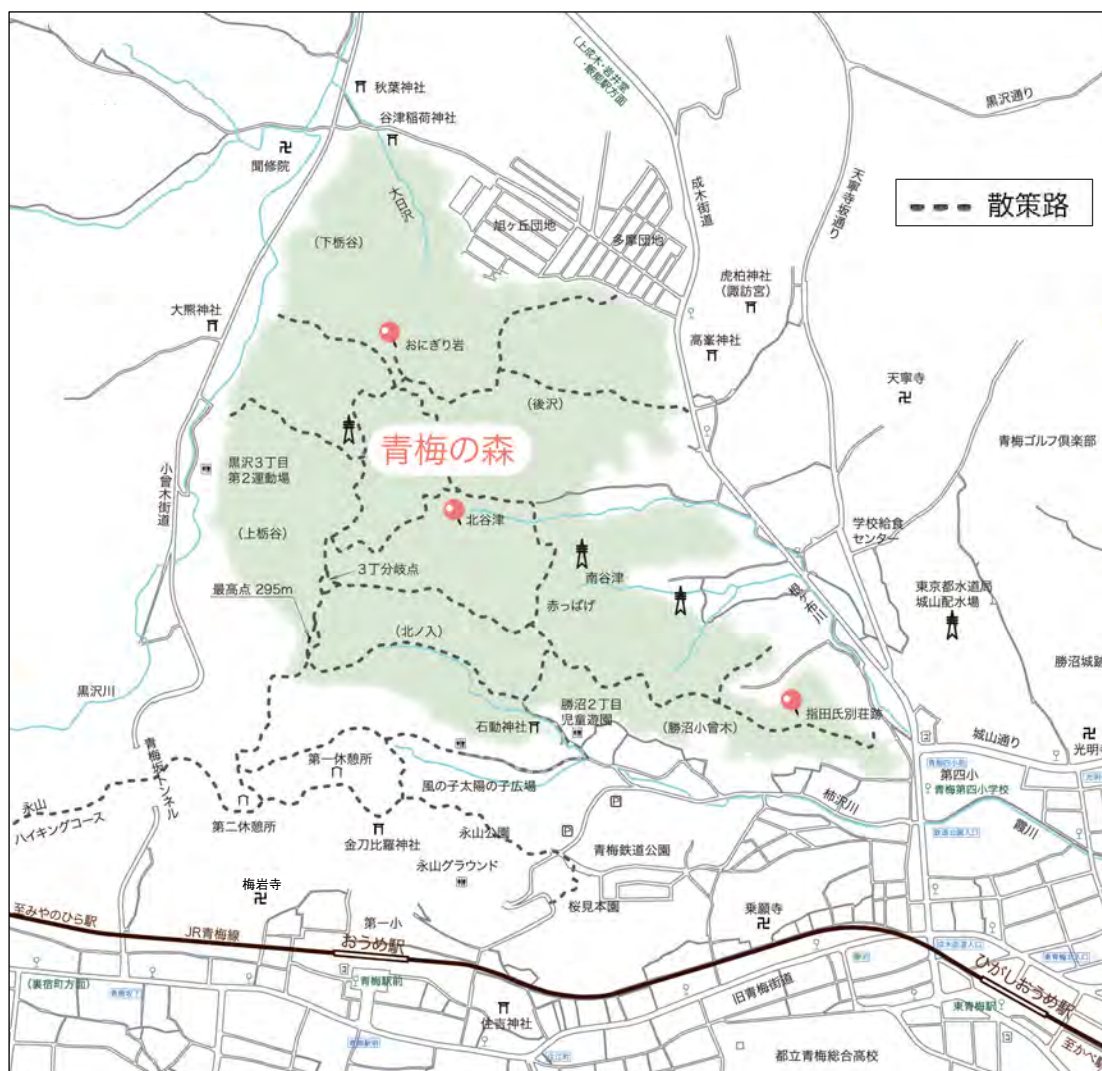
## B 第2号青梅の森特別緑地保全地区

### 【地区の概要】

市街地に面した加治丘陵の西端部に位置する約 91.7ha の緑地で、複数の尾根と谷津が入り組んだ複雑な地形を有しています。北側は多摩団地や旭ヶ丘団地の住宅街に、南側は永山公園に接しています。また、西側に黒沢川、東側に根ヶ布川、南側に柿沢川が流れています。

植生は、コナラを種とした二次林やスギ・ヒノキの人工林など、人間の活動によって生じた代償植生が主となっています。また、動物は、ニホンカモシカなどのほ乳類 19 種、オオタカ、サンコウチョウなどの鳥類 94 種、ニホントカゲなどは虫類 10 種、ニホンイモリなどの両生類 9 種、ルリボシヤンマなどのトンボ類をはじめとした昆虫類 685 種、カワニナなどの底生動物 184 種、ホトケドジョウなどの魚類 5 種が確認されています。このような豊富な自然環境が市街地に隣接して残っていることから、人々にとって最も身近で貴重な環境資源であるといえます。

その一方で、昭和 30 年代から民間事業者により住宅地開発が予定されていた区域であり、社会情勢の変化等から、枝打ちや間伐などの手入れがなされないまま、40 年以上放置されてきた区域でもあります。そのため、ほとんどの樹林が老齢化しており、日照が林床に十分に行き届かず、樹木の生育環境として良好であるとはいえない状況です。



地区の位置図

## 【保全計画】

この区域の自然環境を保全・整備・運営するため、平成21年に作成した「永山北部丘陵保全計画」にもとづき、平成22年に「青梅の森事業計画」を策定しています。

### <基本理念>

本市は、この地を貴重な野生生物の生息の場として保全し、市民と協働して維持管理を行い、未来に引き継ぎます。そして、この地を市民が自然とふれあえる場や里山の仕組みを体験・学習する場、散策やハイキング等の気軽に利用できるレクリエーションの場として活用します。

### <基本方針>

#### 1. 保全

野生生物が生息し、人と共存できる環境を守る

「青梅の森」は、長年放置されていた状況にあり、自然災害等により荒れた部分もありますが、野生生物が豊富で、良好な自然環境を有しています。今後、荒れた部分の自然を回復させながらこの環境を維持し、自然と人が共存できる里山として保全していきます。

#### 2. 整備

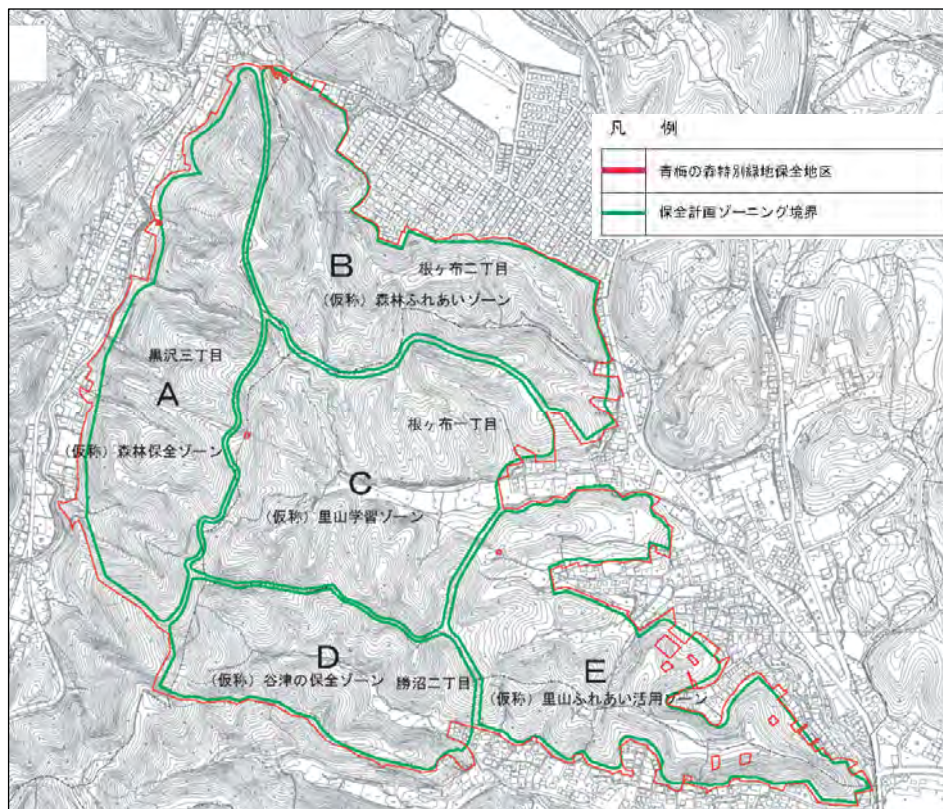
市民が利用しやすいように必要な施設を整備する

市民が身近な自然とふれあう場、里山体験の場、レクリエーションの場として利用するために、必要最低限の管理施設・便益施設・休憩施設等を自然環境に十分配慮した上で整備します。また、安全性を確保するため、必要な施設整備や安全対策を検討するとともに、高齢者や身障者等の利用を念頭に、バリアフリーについても敷地条件等を考慮して検討します。

#### 3. 運営

市民と企業、行政が協働して管理・運営する体制を作る

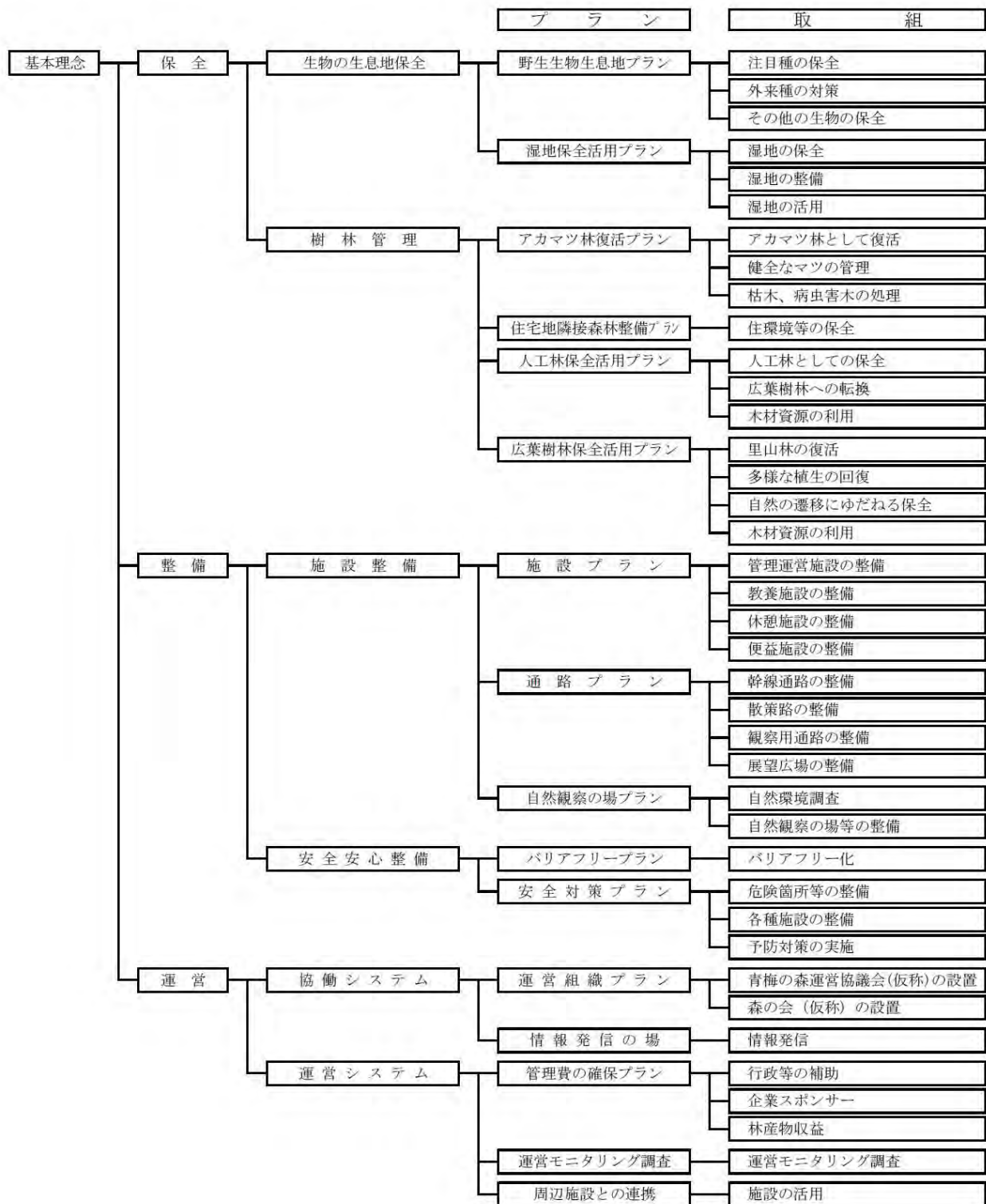
「青梅の森」を有効に活用するために市民や企業、行政が協力できる体制を作り、適切な維持管理活動を行います。あわせて、周辺施設と連携しながら、市民やボランティアの参加を幅広く促すために、情報を発信する仕組みを作ります。



地区のゾーニング図

<計画の体系>

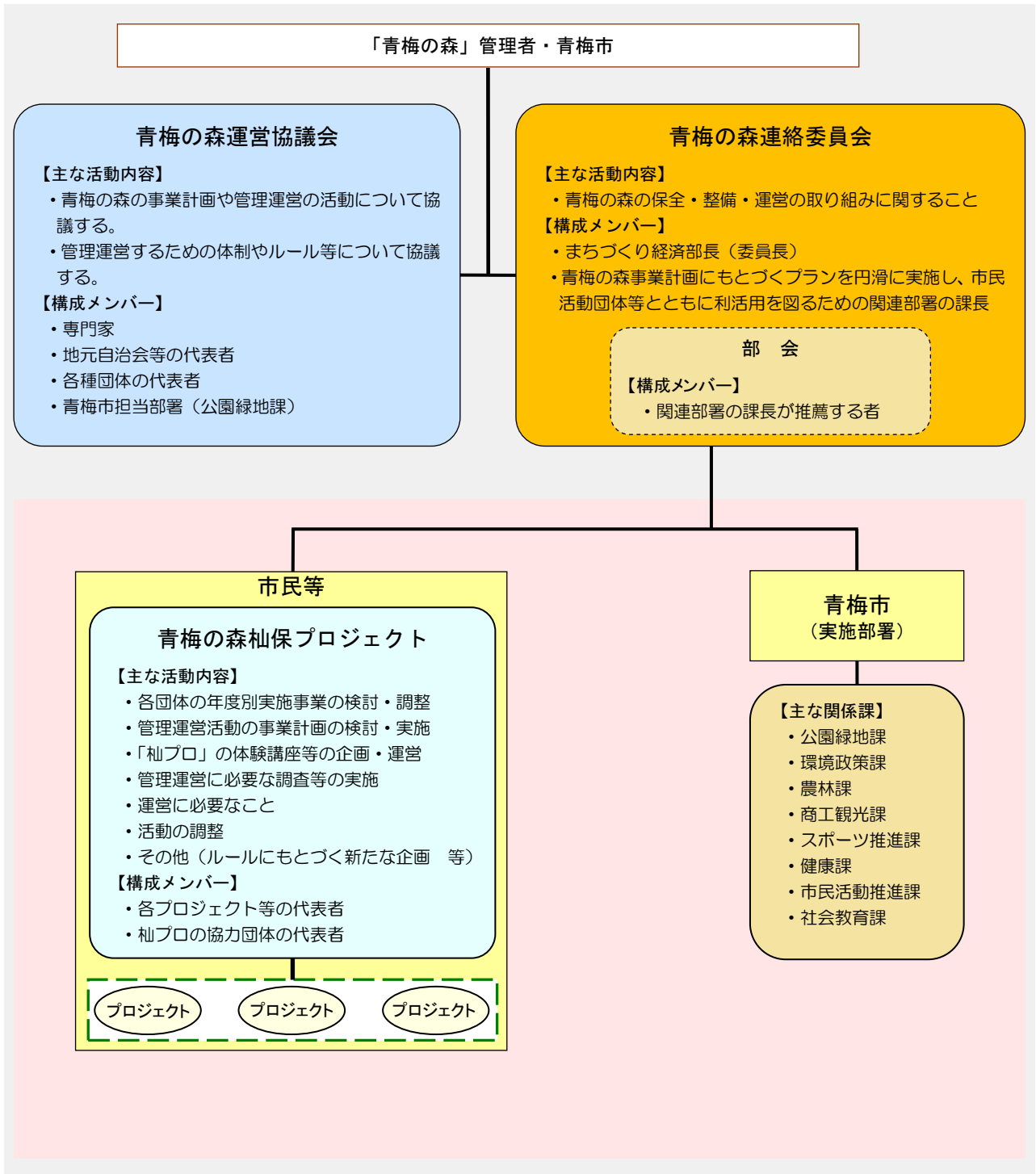
計画の施策体系は、3つの基本方針を大きく6つの事項に分類し、それらを推進する16のプラン、39の取り組みで構成しています。



※詳細については、別冊「青梅の森事業計画」を作成していますので、ご参照ください。

<計画の推進体制>

計画の推進体制である、「青梅の森」の組織体系は、以下のとおりです。



「青梅の森」組織図



## C 勝沼城址歴史環境保全地域

### 【地域の概要】

市域の北東部、加治丘陵の南端に位置する約12.1haの緑地です。霞川の沖積地を見下ろして、比高35mの小高い丘陵をなし、周辺が市街地化する中で、歴史的遺産と一体となった自然地を形成しています。

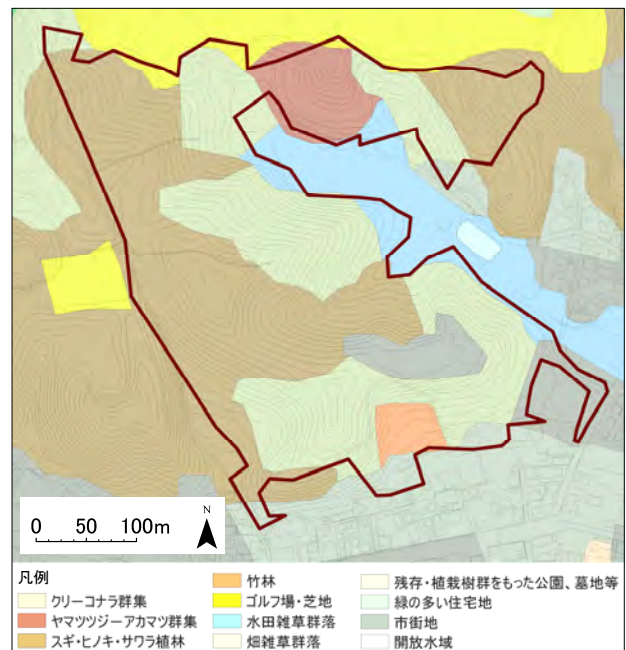
植生はスギ、ヒノキの植林とクリ、コナラの雑木林とが相半ばして分布し、一部にアカマツ林、モウソウチク林があり、区域北部の谷頭のヨシ、スゲ湿地にはハンノキ林が育っています。

この区域の南半分は都史跡の勝沼城跡です。今も残る土塁、空壕、郭などの遺構は、中世戦国期の平山城の面影をよく伝えています。

現在、「勝沼城跡みどりの会」によって、草刈り、観察会などの活動が行われています。

### 【保全の方針】

勝沼城跡の遺構はそのまま保全します。植林地は、スギ、ヒノキ等の大木を育成して、うっそうとした林に導き、明るい雑木林と湿地は現状のまま保全して、歴史的遺産と一体となった多様な自然空間とします。



地域の植生図

資料：第6回・7回自然環境保全調査データ（平成19年度、環境省自然環境局）をもとに作成

## D 青梅上成木森林環境保全地域

### 【地域の概要】

市域の北西部に位置する成木7丁目の約22.8haの区域で、高水山、岩茸石山、黒山を結んだ尾根の北側斜面部の山地の森林です。

植生は、スギ・ヒノキの植林地と、ミズナラ及びコナラを主体とした雑木林が分布しています。

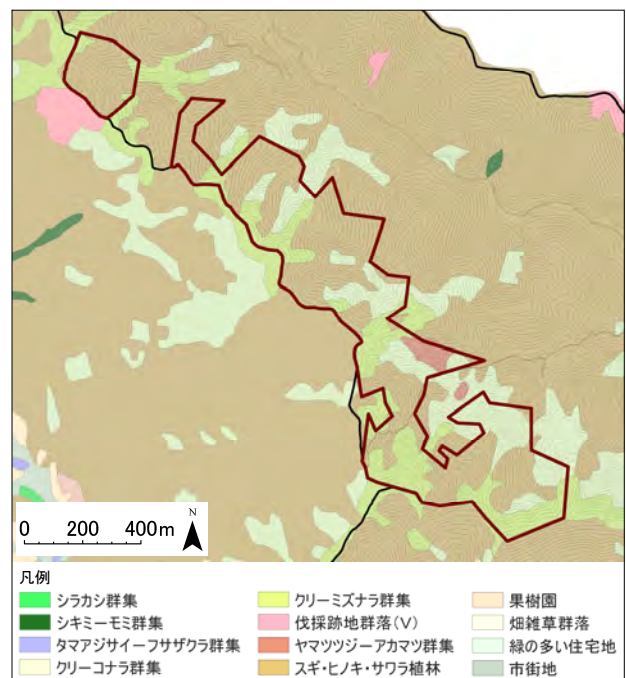
哺乳類では、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンイノシシ等、鳥類では、オオルリ、ウグイス、ホトトギス等が確認されています。

現在、都民ボランティアや「青梅上成木ふれあいボランティア」による、作業道づくり、スギ・ヒノキの間伐などの保全活動が行われています。

また、東京都の保全地域で企業・NPO等と連携した自然環境保全活動を実施する「東京グリーンシップ・アクション」の場としても活用されています。

### 【保全の方針】

手入れの行き届いていないスギ・ヒノキ植林地を、適切な間伐や植栽等を施すことによって針広混交林に誘導し、生物の多様性に優れ、水源かん養などの公益的機能の高い森林に回復して保護していきます。



地域の植生図

資料：第6回・7回自然環境保全調査データ（平成19年度、環境省自然環境局）をもとに作成

## E 立川崖線緑地保全地域

### 【地域の概要】

立川崖線は、古代多摩川が南へと流れを変えていく過程で武蔵野台地を削り取ってできた、河岸段丘の連なりです。崖線には湧水が多く、市街地の中の親水空間として、また野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地となっています。

指定地域は、JR 青梅線青梅駅付近から調布市と狛江市の市境あたりまで続く多摩川左岸に長区間連続する崖線緑地の一部で、本市のほか、国立市、立川市、昭島市、羽村市の崖斜面とそれに連続した崖上、崖下の平坦地、延長約 40 km が断続的に指定されています。下流ではほとんど高さがありませんが、上流部の立川付近では 15m 程度の高さとなっています。

現在では、宅地化や農地化が進み、崖線の面積に対して、指定地域全体で約 23% の樹林地が残っています。

本市においては、千ヶ瀬町一丁目と六丁目の 2 箇所、合計面積約 0.5ha が指定されており、植生の多くはスギ・ヒノキの植林が占めていますが、一部コナラからなる二次林や竹林もみられます。

### 【保全の方針】

多摩川によってつくられた崖線および一体となった樹林地、湧水地などを保全します。

### 【運営管理の方針】

- ① 東京都が主催する自然観察会の場などとして利用するほか、自然を損なわない範囲で一般の利用を認めます。
- ② 該当地域およびその周辺の自然環境の定期的な調査の結果をもとに、必要に応じて保全および管理の方針を改善します。

### 【目標とする植生】

#### 千ヶ瀬町一丁目地内

植生区分	目標植生	保全の考え方
コナラ・クリ群集	二次林	原則として人為的な干渉を行わないが、林内の状況に応じて適宜つる切り、選択的除伐等を行う。
ニセアカシア植林	二次林	林内の状況に応じてつる切りや選択的除伐等を行い、自然に侵入してくる郷土種を育てつつ二次林として管理していく。
スギ・ヒノキ植林	二次林	
モウソウチク・マダケ林	竹林	現状どおり竹林とするが、これ以上広がらないように根切り等の管理を行う。

#### 千ヶ瀬町六丁目地内

植生区分	目標植生	保全の考え方
コナラ・クスギ群集	二次林(常緑落葉混交樹林)	原則として自然の遷移にまかせる。管理はモウソウチク、シュロ等の侵入防止と、危険防止のための落枝・枯損木処理程度に止める。
スギ・ヒノキ植林	二次林(針葉樹・広葉樹混交林)	間伐を行い、林床を明るくし、周辺から郷土種の侵入を促すとともに、スギ・ヒノキを大径木化する。当面下草刈りは行わないが、シュロの実生を除去する。
モウソウチク林	竹林	現状どおり竹林とするが、これ以上広がらないように根切り等の管理を行う。
放棄された庭園	二次林(常緑落葉混交樹林)	周辺からの郷土種の侵入を待ち、二次林化する。管理は実生木の保護、危険防止程度に留めるがシュロは除去する。



地域の植生図